

福島県林地開発許可制度事務処理要領

	昭和50年 4月 1日	50農計第98号
改正	昭和52年 2月14日	52農計第45号
改正	昭和53年12月 6日	53森保第562号
改正	昭和60年 1月19日	60森保第20号
改正	平成 4年10月 7日	4森保第387号
改正	平成 6年 3月28日	5森保第140号
改正	平成 9年 5月13日	9森土第202号
改正	平成10年 4月22日	10森土第170号
改正	平成10年 9月28日	10森土第384号
改正	平成12年 4月 3日	12森土第134号
改正	平成14年 3月 1日	14森土第38号
改正	平成15年 3月17日	15森土第124号
改正	平成16年 3月23日	15森第1893号
改正	平成17年 3月25日	16森第1724号
改正	平成17年 5月31日	17森第475号
改正	平成20年10月30日	20森第1995号
改正	平成21年11月16日	21森第4579号
改正	平成22年12月10日	22森第2136号
改正	平成23年 6月 1日	23森第470号
改正	平成25年 4月 1日	24森第2901号
改正	平成26年 2月10日	25森第2827号
改正	平成28年 3月30日	27森第3802号
改正	平成28年 4月26日	28森第348号
改正	令和 2年 3月30日	元森第3937号
改正	令和 3年 3月29日	2 森第3748号
最終改正	令和 4年 3月29日	3 森第3977号

(趣旨)

第1 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）の許可（以下「許可」という。）に関する事務の処理について、福島県林地開発許可制度実施要綱（昭和50年4月1日付け50農計第98号農地林務部長通知。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

第2 福島県農林水産部森林保全課（以下「本庁」という。）及び福島県農林事務所（以下「公所」という。）における事務は別記（1）「事務分掌表」による。

2 開発行為の申請区域が2以上の公所の管轄地にわたる場合の事務の所掌は、当該開発行為に係る森林面積の最も大きい区域を管轄する福島県農林事務所長（以下「所長」という。）とする。

- 3 前項の規定により事務を処理することとなった所長は、関係所長と十分に連携をとりながら、当該事務を処理するものとする。
- 4 福島県事務決裁規程（昭和44年3月20日福島県訓令第2号）第5条第1項第2号の規定により福島県農林事務所森林林業部長の特定専決事項とされる「10ヘクタール未満の林地開発行為の区域」は「開発行為に係る森林の区域」とする。

（申請書の添付書類の省略）

第3 福島県森林法施行細則（平成12年福島県規則第106号。以下「細則」という。）第2条第3項ただし書きにおいて定める「開発行為に関する計画書」の内容を一部省略できる場合及び要綱第3条第1項ただし書きにおいて申請書の添付書類を一部省略できる場合とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自己が所有する林地について農林業の経営を目的として開発行為をしようとする場合。
- (2) その他、開発行為の目的、態様、規模等から判断して、所長が指示する場合。ただし、第2の規定において本庁の事務分掌とされている許可処分（以下「本庁許可処分」という。）に関して一部省略を指示する場合は、福島県農林水産部長（以下「部長」という。）に協議するものとする。

（形式審査及び事前指導）

第4 所長は、法第10条の2第1項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）から、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）第4条及び要綱第3条に規定する申請書及び添付図書（別記（2）申請書類一覧表。以下「申請書類」という。）の提出がなされたときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定に基づき遅滞なく審査を開始するものとする。

なお、申請書類の不備等形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、補正により治癒されないと認められるときは原則として当該申請を却下するものとする。

- 2 申請までの事前の指導については、別記（3）「林地開発許可申請の受理における留意事項」によるものとする。

（河川管理者との協議）

第5 所長は、法第10条の2第2項第1号の2に係る要件について、必要に応じて河川管理者と協議するものとする。

（関係市町村長等の意見の聴取）

第6 所長は、受理した申請書類に基づき、次に掲げる関係者に対し、申請書の写及び必要図書を添え、林地開発許可申請に関する意見書（様式第1号）により当該開発行為に係る意見を求めるものとする。

- (1) 関係する市長村長
- (2) その他必要と認められる利害関係者

（協定締結の要請）

第7 所長は、申請書類及び第6により徴した意見書等の内容を検討した結果、住民の福祉の増進及び環境の保全を図るうえにおいて必要と認めるときは、申請者に対し、所要事項についての開発行為に関する協定を、関係市町村長との間で締結すべき旨を要請するものとする。

(申請書類の副申)

第8 所長は、本庁許可処分に係るものについて申請書類が適正に整備されていると認めるときは、申請書類(正本)に次に掲げる書類を添えて、部長に副申するものとする。

- (1) 林地開発許可申請に関する意見書(様式第2号)
- (2) 林地開発許可申請に関する調書(様式第3号)
- (3) 関係市町村長等から徴した意見書の写

(要件審査)

第9 部長又は所長は、第4の審査に適合した申請書類について、その内容が法第10条の2第2項各号の基準に適合するか否かを、福島県林地開発許可制度運用基準(平成12年4月1日付け12森土第133号農林水産部長通達)及び「宅地造成等開発行為に伴う防災対策の取扱い要綱」(昭和51年5月25日付け51農計第151号、51都第320号農地林務部長・土木部長通達)により審査するものとする。なお、審査にあたっては、原則として現地調査を実施するものとする。

2 部長又は所長は、審査の経緯を処理経過記録簿(様式第4号)、林地開発許可審査表(様式第5号)に記録し、審査の結果を林地開発許可審査結果表(様式第6号)にとりまとめるものとする。

3 所長は、審査に際し「機能の高い森林」が開発区域の森林に含まれる場合は、開発行為を極力これらの森林以外の土地に指向させるものとし、加えて、特に専門的判断を必要とする審査事項等があるときは、適宜、部長に協議するものとする。

4 部長は、特に専門的判断を必要とする審査事項については、学識経験者に調査を依頼し判断するものとする。

(関係機関との調整)

第10 所長は、申請書類を審査して、土地利用対策上の観点から調整することが必要であると判断される場合には、適宜部長に協議するものとする。

2 部長は、特に必要と認めるときは「福島県土地利用調整会議」に諮るものとする。

3 部長又は所長は、許可申請に係る開発行為が他の制度による許認可を必要とする場合は、当該関係機関との連絡を密にし調整を図るものとする。

(森林審議会の意見の聴取)

第11 部長は、開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上の開発行為の許可をしようとするときは、あらかじめ森林審議会の意見を聴かなければならない。

(許可等の決定)

第12 部長又は所長は、第9の審査結果に基づき処分の内容を決定し、決定後、遅滞なく申請者に指令(様式第7号又は様式第8号)するものとする。なお、本庁許可処分に係る指令は、所長を経由して行うものとする。

2 部長は、本庁許可処分に係る指令にあたっては、次に掲げる書類を所長に送付するものとする。

(1) 林地開発許可審査結果表（様式第6号）の写

(2) 林地開発許可台帳（様式第9号）の写

3 所長は、第1項の処分の内容について、第6に基づき意見を聴取した関係市長村長等に対し、当該指令書の写及び位置図を添付して通知するものとする。

4 部長は、本庁許可処分をしたとき及び第2の規定において公所の事務分掌とされている許可処分（以下「公所許可処分」という。）に関して第13の報告を受けたときは、福島県公安委員会に対し、許可した旨を通知（様式第10号）するものとする。

（公所許可処分に係る報告）

第13 所長は、公所許可処分を行ったときは、許可指令書の写に次に掲げる書類を添えて、部長に報告するものとする。

(1) 林地開発許可申請に関する調書（様式第3号）の写

(2) 林地開発許可審査結果表（様式第6号）の写

(3) 林地開発許可台帳（様式第9号）の写

(4) 申請書類関係（林地開発許可申請書の写、計画説明書、位置図、利用計画図、区域図）

（履行管理）

第14 所長は、要綱第4条の規定による林地開発行為着手届出書の提出を受けたときは、必要に応じ、現地調査を実施し、要綱第5条の規定による林地開発許可標識が適切に設置されているか確認するものとする。

2 所長は、要綱第4条の規定による林地開発行為施行状況報告書の提出を受けたときは、併せて、現地調査を実施し、開発行為の施行状況の把握に努めるものとする。

3 所長は、要綱第7条の規定による林地開発行為一時中止届出書及び林地開発行為廃止届出書の提出を受けたときは、原則として現地調査を実施し、必要な措置がとられているか確認するものとする。

4 所長は、要綱第8条の規定による災害発生届出書の提出を受けたときは、速やかに現地調査を実施し、必要な措置がとられているか確認するものとする。

5 部長又は所長は、前各項の規定にかかわらず、適宜、現地調査を実施し、開発行為の履行管理に努めるものとする。

6 部長又は所長は、前各項の調査の結果、開発行為に適正を欠いていると認められたときは、その是正措置を指導するものとする。

7 所長は、前項の指導にあたっては、必要に応じ、部長に協議するものとする。

8 所長は、要綱第4条（林地開発行為着手届出書）、要綱第6条（林地開発行為地位承継届出書）、第7条（林地開発行為一時中止（再開・廃止）届出書）及び第8条（災害発生届出書）の規定による届出書の提出を受けたときは、その写しを添付して速やかに部長に報告するものとする。

なお、要綱第6条（林地開発行為地位承継届出書）及び第7条（林地開発行為廃止届出書）の届出書にあっては、第6の規定に基づき意見を聴取した関係市町村長等に対しても同様に通知するものとする。

（変更許可等）

第15 要綱第9条第1項の規定による林地開発計画変更許可申請書に関する事務の取扱いは、次の

定めによるほか第3から第12の規定を準用するものとする。

(1) 所長は、第6の関係市町村長等の意見については、次の場合に限り聴取するものとする。

ア 開発行為の目的を変更する場合

イ 開発行為に係る森林面積が1ヘクタールを超え、かつ、20パーセントを超えて増加する場合

ウ 開発行為に係る森林面積が5ヘクタールを超えて増加する場合

エ その他、特に必要と認められる場合

(2) 部長は、第11の森林審議会の意見については、次の場合に限り聴取するものとする。

ア 開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上の増加を伴う場合

イ 開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上で、開発行為の目的を変更する場合

(3) 部長又は所長は、開発行為の計画の変更の許可（以下「変更許可」という。）は指令書（様式第11号）により行うものとする。

2 所長は、要綱第9条第2項の規定による林地開発計画変更届出書（以下「変更届出」という。）の提出を受けたときは、必要に応じ調査を行い、形式上の要件に適合していること及び内容が真性かつ第9の審査基準に違反しないものであることを確認するものとする。

なお、形式及び内容に適正を欠くものがあると認められる場合は、訂正又は追補完の措置をとるものとする。

3 所長は、第2の規定において公所の事務分掌とされている変更許可処分を行ったとき及び前項の変更届出の処理を行ったときは、その処理結果について、林地開発計画変更報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添付して部長に報告するものとする。

(1) 変更許可の場合

ア 林地開発計画変更許可指令書（様式第11号）の写

イ 林地開発変更許可申請に関する調書（様式第13号）の写

ウ 林地開発許可審査結果表（様式第6号）の写

エ 林地開発計画変更許可申請書（要綱様式第8号）の写

オ 計画説明書

カ 変更該当部分の利用計画図（土地利用計画の変更を伴う場合）

(2) 変更届出の場合

ア 林地開発計画変更届出書（要綱様式第9号）の写

イ 計画説明書

ウ 変更該当部分の利用計画図（土地利用計画の変更を伴う場合）

（開発行為の完了確認）

第16 所長は、要綱第10条の規定による林地開発行為完了届出書の提出を受けたときは、あらかじめ林地開発行為完了確認調査実施通知書（様式第14号）により通知のうえ、遅滞なく確認調査を実施するものとする。

2 前項の確認調査は、別記(4)「確認調査の方法」によるものとし、その結果に基づき林地開発行為完了確認調査書（様式第15号）を作成するものとする。

3 所長は、第1項の確認調査の結果、開発行為に適正を欠いていると認められたときは、速やかに手直し工事を指示（様式第16号）するものとする。

4 所長は、手直し工事が完了したときは、手直し工事完了届出書（様式第17号）の提出を求め、再度、第1項から第3項の規定に準じて確認調査を実施するものとする。

5 所長は、第1項の確認調査の結果、適正と認められたときは、確認調査の結果を通知（様式第18号）するとともに、完了確認調査結果報告書（様式第19号）に次に掲げる書類を添付して、部長に報告するものとする。

- (1) 林地開発完了届出又は手直し工事完了届出書の写
- (2) 林地開発行為完了確認調書（様式第15号）の写

6 所長は、開発行為の完了を確認したときは、第6の規定に基づき意見を聴取した関係市町村長等に対し、前項の完了確認調査結果通知書（様式第18号）の写しを添付して、通知するものとする。
ただし、要綱第10条第1項の規定による部分完了確認にあつてはこの限りでない。

（施行状況報告及び定期報告）

第17 所長は第14第2項の規定による林地開発行為施行状況報告書について、林地開発行為施行状況報告整理表（様式第20号）によりとりまとめ、毎年12月10日までに部長に報告するものとする。

2 林地開発許可事務等の統計の用に供する定期報告については、別途、定めるところによるものとする。

（管理及び保存）

第18 部長及び所長は、管内図等に許可した位置と台帳番号を記入した林地開発許可位置図を整備するとともに、開発行為が完結に至るまでの処理経過を明確にするため、次に掲げる簿冊を整備保存するものとする。

- (1) 林地開発許可管理簿（様式第21号）
- (2) 林地開発計画変更（許可、届出）整理簿（様式第22号）
- (3) 林地開発許可台帳（様式第9号）
- (4) 林地開発行為一時中止（再開・廃止）届整理簿（様式第23号）
- (5) 林地開発行為完了届整理簿（様式第24号）
- (6) 林地開発許可位置図
- (7) 処理経過記録簿（様式第4号）、林地開発許可審査表（様式第5号）、林地開発許可審査結果表（様式第6号）
- (8) 申請書類

2 前項の簿冊及び申請書類の保存期間は、次に掲げるとおりとする。

- | | | |
|---------------------------|---|--------------------|
| (1) 林地開発許可管理簿 | } | 永年保存 |
| (2) 林地開発計画変更（許可、届出）整理簿 | | |
| (3) 林地開発許可台帳 | | |
| (4) 林地開発行為一時中止（再開・廃止）届整理簿 | | |
| (5) 林地開発行為完了届整理簿 | | |
| (6) 林地開発許可位置図 | | |
| (7) 処理経過記録簿、林地開発許可審査表 | } | 工事完了年度の翌年度から起算して5年 |
| (8) 申請書類 | | |

（標準処理期間）

第19 部長及び所長は、許可事務の処理に当たり迅速、適正、かつ円滑な執行に努めるものとする。

2 標準処理期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域森林計画対象民有林の開発行為に係る面積が10ヘクタール以上 65日
- (2) 地域森林計画対象民有林の開発行為に係る面積が10ヘクタール未満 45日

3 前項の日数には、次に掲げる日数は含まないものとする。

- (1) 申請の文書の不備その他の理由により申請の文書の補正等に要する日数
- (2) 次に掲げる県民の休日
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ウ 12月29日から1月3日までの間（ア及びイに掲げる日を除く。）

4 要綱第9条に規定する計画変更の許可申請に関する事務の処理については、前各項を準用するものとする。

（ふくしま森林クラウドシステム）

第20 所長は、第13、第14第8項、第15第3項及び第16第5項の報告を行うとき、ふくしま森林クラウドにその報告内容を入力するものとする。

また、部長は第12第2項及び第15第1項に基づき所長へ書類を送付するとき、ふくしま森林クラウドにその許可処分の内容を入力するものとする。

（事務行程表）

第21 この要領に定める事務の行程は、別表1、2の定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成10年10月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成14年3月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成21年11月16日から施行する。

附 則
この要領は、平成22年12月10日から施行する。

附 則
この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成26年2月10日から施行する。

附 則
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成28年5月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（要領第6関係）

許 可 申 請
林地開発 計画変更許可申請 に関する意見書

番 号
年 月 日

福 島 県 知 事

市 町 村 長

このことに関する意見は、下記のとおりです。
記

申請者の住所・氏名	
開発行為の場所	市 町 大字 字 地番 郡 村
開発行為の目的	
意見	

林地開発許可申請
計画変更許可申請に関する意見書

開発行為の場所		申請者	
開発行為の目的		住所・氏名	
<u>意 見</u>			
年 月 日			
農 林 事 務 所 長			

林地開発許可申請に関する調書

保安林、国有林等の有無 と手続き状況		有 無	事 務 手 続 き 等		
林業投資事業の有無と有る場合の事務手続き等	林業投資事業の種類	有 無			
	治山事業	計 画	有 無		
		既実施	有 無		
	林道事業	計 画	有 無		
		既実施	有 無		
	造林事業	計 画	有 無		
		既実施	有 無		
	林構事業	計 画	有 無		
		既実施	有 無		
	その他 ()	計 画	有 無		
		既実施	有 無		
	備 考				

林地開発許可審査結果表

検 討 事 項		審 査 結 果	理 由 又 は 所 見	
I	1 機能の高い森林の保全	適 不適 該当なし		
II 一 般 的 事 項	1 事業の 確実性	計画の具体性	適 不適	
		権利関係	適 不適	
		他法令の進捗	適 不適	
		信用及び資力	適 不適	
	2 必要最小限度の面積	適 不適		
	3 全体計画との整合性	適 不適 該当なし		
	4 一時利用後の措置	適 不適 該当なし		
	5 周辺の森林施業への配慮	適 不適 該当なし		
6 周辺住民の生活・産業活動への配慮	適 不適 該当なし			
7 残置森林等の維持管理計画	適 不適 該当なし			
III 災 害 ・ 水 害 の 防 止	1 施行中の防災計画	適 不適		
	2 完成後の防災計画	適 不適		
	3 実施工程	適 不適		
	4 切土・ 盛土又は 捨土	工法	適 不適 該当なし	
		法面の勾配	適 不適 該当なし	
		法面の小段	適 不適 該当なし	
		法面の排水	適 不適 該当なし	
		法面の保護	適 不適 該当なし	
		捨土の位置	適 不適 該当なし	
	5 擁壁	設置の箇所	適 不適 該当なし	
		構造	適 不適 該当なし	
		計算の根拠	適 不適 該当なし	
	6 排水 施設	設置の箇所	適 不適 該当なし	
構造		適 不適 該当なし		
計算の根拠		適 不適 該当なし		

検 討 事 項		状況又は審査結果	理 由 又 は 意 見		
Ⅲ 災 害 ・ 水 害 の 防 止	7 沈砂池	設置の箇所	適 不適 該当なし		
		構造	適 不適 該当なし		
		計算の根拠	適 不適 該当なし		
	8 洪水 調節池等	施設の必要性		有 無	
		工 事 中	設置の箇所	適 不適 該当なし	
			構造	適 不適 該当なし	
			計算の根拠	適 不適 該当なし	
		完 成 後	設置の箇所	適 不適 該当なし	
			構造	適 不適 該当なし	
			計算の根拠	適 不適 該当なし	
9 飛砂、落石、なだれ等の災害発生のおそれがある場合の施設	適 不適 該当なし				
Ⅳ 水 の 確 保	1 飲用水 かんがい 用水等の 水の確保	水源としての森林	有 無		
		水量確保の対策	適 不適 該当なし		
		貯水池、導水路等施設の構造	適 不適 該当なし		
	2 土砂の 流出によ る水質悪 化の防止	水利用の実態から見た対策の必要性	有 無		
		防止措置	適 不適 該当なし		
Ⅴ 環 境 の 保 全	1 環境の 保全	残置森林等の配置	適 不適 該当なし		
		森林率等	適 不適 該当なし		
		残置する森林の幅	適 不適 該当なし		
		周辺の植生の保全	適 不適 該当なし		
		景観維持の対策	適 不適 該当なし		
総 合		適 不適			

現地調査 年 月 日
職・氏名

書類審査
職・氏名

(住所)
(令達先)
(氏名)

年 月 日付で申請のあった林地開発行為については、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定に基づき、下記のとおり許可します。

年 月 日

福島県知事 印

記

1 許可内容

開 発 行 為 の 場 所	開発行為の目的	開発行為に係る森林面積
		ヘクタール

2 許可条件

- (1) 以下条件に従って開発行為を行わない場合は、この許可を取り消すことがある。
- (2) 開発行為は、申請事業計画に従って行うこと。
- (3) 福島県の職員が、開発行為の施行状況に関する調査、又は施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (4) 開発行為に着手したときは、遅滞なく、林地開発行為着手届出書（要綱様式第2号）を知事に提出すること。
- (5) 開発行為の期間中、開発対象区域に通じる主要な道路の付近で、かつ許可にかかる工事現場の見やすい場所に、林地開発行為許可標識（要綱様式第4号）を掲示すること。
- (6) 防災工事を先行実施すること。
- (7) 開発事業区域内において災害が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、遅滞なく、災害発生届出書（要綱様式第7号）を知事に提出すること。
- (8) 許可にかかる開発行為の計画を変更しようとするときは、あらかじめ林地開発計画変更許可申請書（要綱様式第8号）を知事に提出しその許可を得ること。なお、軽微な変更については事前に林地開発計画変更届出書（要綱様式第9号）を知事に提出すること。（重要な変更は別紙のとおり）
- (9) 許可後完了するまでの間、毎年9月30日現在における林地開発行為の施行状況について、その翌月の15日までに知事に報告（要綱様式第3号）すること。
- (10) 開発行為の完了前に相続、合併その他の理由により、開発行為の地位を承継した者は、遅滞なく、林地開発行為地位承継届出書（要綱様式第5号）を知事に提出すること。
- (11) 開発行為を一時中止、再開又は廃止しようとするときは、あらかじめ林地開発行為一時中止（再開・廃止）届出書（要綱様式第6号）を知事に提出すること。
- (12) 開発行為を完了したときは、遅滞なく、林地開発行為完了届出書（要綱様式第10号）を知事に提出すること。

(以上必須条件)

(教示)

この処分不服があるときは、処分の通知を受けた日から3か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、福島県知事に対して、行政不服審査法（昭和37年法律 第160号）第2条に規定する審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、福島県（訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。）を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条に規定する処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記審査請求に代えて、処分の通知を受けた日から3か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条第1号の規定により不服の裁定を申請することができます。また、この場合における訴えについては、同法第50条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

施行注意 1) ① 以下の条件については、案件に応じて追加する。

- ② その他下記以外のもので付すべき条件がある場合は、付け加えるものとする。
 - () 防災工事及び土木工事等本工事に着手する前に起工測量等（許可区域の縦横断測量、当該測量のための測量杭の設置、ベンチマーク及び引照点の設置等）を行い、実地測量が終了した結果申請内容に変更が生じる場合には、必要な手続きをとること。（大規模な開発で申請図書が航空測量等でなされている場合）
 - () 開発行為の期間は、採石法（又は砂利採取法）の認可期間と同じとし、行為を継続する場合は(8)に基づき変更の手続きをとること。
 - () 洪水調節池（又は洪水調整池）の工事を先行実施し、その工事が完了した場合は速やかに林地開発行為完了届出書（要綱様式第10号）を知事に提出し、部分完了確認を受け、部分完了確認後に造成工事に着手すること。（必要に応じて、(6)に代えて付すものとする。）
 - () 開発行為のうち処分場の造成工事が完了したときは、遅滞なく、林地開発行為完了届出書を知事に提出し、部分完了確認を得てから廃棄物の埋立に着手すること。
 - () 土砂等の採取中に真砂土等採石法の適用を受けるもの、又は砂利採取法の認可を要するものを産出した場合は、これを目的物として採取するにはそれぞれの法令に基づく手続きが必要となるので、開発行為を一時中止し直ちに必要な手続きをとること。

[重要な変更]

一 開発行為の目的を変更する場合

二 面積の変更

ア 開発行為にかかる森林の区域面積が20パーセントを超えて増加又は1ヘクタールを超えて増加する場合

三 切土・盛土等の変更

ア 変更により盛土法長が20メートル以上又は切土法高15メートル以上となる法面が新たに生じる場合

イ 採土又は捨土場所を他に移動又は追加する場合

四 防災施設の変更

ア 重要工作物（えん堤、擁壁、調節池等）を廃止、又は新設する場合

イ 重要工作物の断面又は容量構造上の変更に伴い、安全度（安定計算、許容放流量等）について見直しが必要となる場合

ウ 重要工作物の工種を変更する場合

五 排水路の変更

ア 排水系統を変更する場合

イ 水路の計画流量断面を減にする場合

六 着手又は完了時期の大幅な変更

ア 着手又は完成の時期が予定した工期に比較して1年を超えて遅れる場合

七 開発計画の工区区分を変更する場合

八 その他、計画変更の内容が許可基準の定めに影響を及ぼすこととなる場合

[軽微な変更] は上記以外 変更届出とする

福島県指令 第 号

（住所）

（令達先）

（氏名）

年 月 日付けで申請のあった林地開発行為については、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定に基づき、下記の理由により許可できません。

年 月 日

福島県知事 印

記

1 許可できない内容

開 発 行 為 の 場 所	開発行為の目的	開発行為に係る森林面積
		ヘクタール

2 許可できない理由

（教示）

この処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日から3か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、福島県知事に対して、行政不服審査法（昭和37年法律 第160号）第2条に規定する審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、福島県（訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。）を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条に規定する処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記審査請求に代えて、処分の通知を受けた日から3か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条第1号の規定により不服の裁定を申請することができます。また、この場合における訴えについては、同法第50条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

林地開発許可台帳

整理番号 年度 番号

申請年月日		公所受理年月日		副申年月日		本庁受理年月日			
審議会答申年月日		許可指令番号		許可年月日		許可通知年月日	(本庁) (公所)		
申請者住所・氏名	☎			開発行為の場所					
開発の目的		許可面積	(ha)	予定工期	～	完了工期	～		
主要施設									
資金計画	(収入の部)			(支出の部)					
区域現況	区分	山林16年以上	山林15年以下	山林計	農地	宅地	官有地	その他	合計(ha)
	面積計								
	地況・林況等	(地況)				(林況)			
土地利用計画	地類	山				林		その他	合計
	利用区分	開発行為の面積(A)(ha)	残置する面積(B)(ha)	(B)/(C)(%)	計(A)+(B)=(C)(ha)	(農地・宅地等)(ha)		(ha)	
森林率	残置森林(16年以上)B1	残置森林(15年以下)B2	造成森林B3	残置緑地B4	造成緑地B5	残置森林率(B1)/(C)×100= % (森林率(B1+B2+B3)/(C)×100= %)			
	()	()	()	()	()	宅造の場合 森林率(B1+B2+B3+B4+B5)/(C)×100= %			
関係者の協同意見	関係者の協同意見			市町村長の意見許可付帯条件		(案件に応じた条件、留意点は記入する)			
審査結果	災害の防止状況		水害の防止状況		水の確保状況		環境の保全状況		
監督処分状況									
備考	着手年月日	④			⑦				
	一時中止再開の期日	②			⑧				
	廃止の有無	③			⑨				
	変更許可届出の状況 その他を記入する	⑥			⑩				
完了確認調査	完了区分	部分 分割	部分 分割	部分 分割	部分 分割	全体	文書引継ケース番号		
	完了届受理年月日						-		
	確認調査年月日								
	確認調査者						※ 変更許可・届出毎に土地利用計画及び森林率を添付すること。		

(裏面)

位	置	図	縮尺 1:50,000
摘		要	

福島県公安委員会委員長 様

福島県知事

森林法第10条の2第1項に基づく行為を、下記のとおり許可したのでお知らせします。

記

開発行為者の住所、氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）及び連絡先	連絡先 (電話)
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為に係る森林の所在場所、位置（平面図添付）	
計 画 の 概 要	
開発行為の着手、完了予定 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
取 付 け 道 路 の 状 況	
防災について配慮した事項 ・土砂流出防止措置 ・排水路等災害を未然に防止するために講じた措置	
そ の 他 事 項	

様式第11号 (要領第15関係)

福島県指令 第 号

(住所)

(令達先)

(氏名)

年 月 日付けで申請のあった林地開発行為の計画変更については、下記のとおり許可します。

年 月 日

福島県知事 印

記

1 許可内容

開 発 行 為 の 場 所	開 発 行 為 の 目 的	開 発 行 為 に 係 る 森 林 面 積
		ヘクタール

2 許可条件

(当初許可条件に同じ。)

(教示)

この処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日から3か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、福島県知事に対して、行政不服審査法（昭和37年法律 第160号）第2条に規定する審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、福島県（訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。）を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条に規定する処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記審査請求に代えて、処分の通知を受けた日から3か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条第1号の規定により不服の裁定を申請することができます。また、この場合における訴えについては、同法第50条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

農 林 水 産 部 長 様

農 林 事 務 所 長

林 地 開 発 計 画 変 更 報 告 書

森林法第10条の2に基づき許可した開発行為（ 年 月 日付け福島県指令第 号）の計画変更について下記のとおり処理したので、関係書類を添えて報告します。
記

1 申請者

住所 市 町 大字 字 番地
郡 村

氏名

- 2 開発行為に係る森林の所在場所
- 3 開発行為に係る森林の土地の面積
- 4 開発行為の目的
- 5 変更の内容

該 当 す る 変 更 区 分 ・ 内 容		申請（届出）年月日	許可（受理年月日）
区 分	主 な 変 更 内 容		
重要 軽微		年 月 日	年 月 日
工 期	変 更 前		
	変 更 後		
その他 特記すべき処理事項及び所見、他法令の状況			

(注) 該当する変更区分は重要か軽微のどちらかを丸で囲み、または主な変更内容欄にその内容を記入する。

林地開発変更許可申請に関する調書

保安林、国有林等の有無 と手続き状況		有 無	事 務 手 続 き 等		
林業投資事業の有無と有る場合の事務手続き等	林業投資事業の種類	有 無			
	治山事業	計 画	有 無	-----	
		既実施	有 無		
	林道事業	計 画	有 無	-----	
		既実施	有 無		
	造林事業	計 画	有 無	-----	
		既実施	有 無		
	林構事業	計 画	有 無	-----	
		既実施	有 無		
	その他 ()	計 画	有 無	-----	
		既実施	有 無		
	備 考				

様

福島県知事

林地開発行為完了確認調査実施通知書

下記により林地開発行為の完了確認調査を実施しますので立ち会ってください。

記

完 了 区 分	全体完了 部分完了（ ） 分割完了（ 工区） 手直し完了
確 認 調 査 年 月 日	
調 査 者 職 ・ 氏 名	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 地番 郡 村
当 日 準 備 す る も の	計測器具、施工管理写真、出来型図、 施工管理・出来型管理書類等、資材伝票等

（事務担当 農林事務所森林林業部森林土木課 電話 ）

林地開発行為完了確認調書

開発許可年月日・番号	年 月 日付け福島県指令 第 号 (最終変更 年 月 日付け福島県指令 第 号)		
開発許可申請者の住所・氏名			
開発行為に係る森林の所在場所	市 郡	町 村	大字 字 地番
開発行為の目的			
事業実施及び（全体予定）期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
完了区分	全体完了 部分完了（ ） 分割完了（ 工区）		
面積 (ha)	区 分	最 終 許 可	最終（又は今回）出来高
	開発対象区域		
	開発行為をしようとする森林		
	開発行為に係る森林		
着手年月日	年 月 日		
完了年月日	年 月 日		
完了届出年月日	年 月 日		
確認調査年月日	年 月 日		
立会人の職・氏名			
確認調査の所見			
上記のとおり確認調査しました。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">確認調査者 職・氏名</div> <div style="text-align: left; margin-left: 50px;">農林事務所長 様</div>			

様

福島県知事 印

手直し工事指示通知書

年 月 日に実施しました林地開発行為完了確認調査の結果、下記工事について手直しの必要があるので、速やかに実施してください。

なお、完了したときは遅滞なく手直し工事完了届書を提出してください。

記

開発行為に係る森林の所在場所		市 町 大字 字 地番 郡 村
開 発 行 為 の 目 的		
完 了 区 分		全体完了 部分完了（ ） 分割完了（ 工区）
立 会 人 の 職 ・ 氏 名		
手 直 し 工 事	手 直 し 工 事 期 間	
	手 直 し を 要 す る 事 項	
備 考		

（事務担当 農林事務所森林林業部森林土木課 電話 ）

手直し工事完了届出書

年 月 日

福島県知事

住 所
氏 名 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名

年 月 日付け（文書番号）で指示ありました下記の林地開発行為の手直し工事
について、完了したので届け出ます。

記

- 1 開発行為に係る森林の所在場所
- 2 開発行為の目的
- 3 手直し工事完了年月日
- 4 工事施工者住所・氏名

様

福島県知事 印

完了確認調査結果通知書

年 月 日付け 第 号で許可しました、下記林地開発行為について、完了を確認しましたので通知します。

記

開発行為に係る森林の所在場所	市 町 大字 字 地番 郡 村
開発行為に係る森林の土地の面積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
完 了 区 分	全体完了 部分完了（ ） 分割完了（ 工区） 手直し完了
確 認 調 査 年 月 日	
完 了 後 の 留 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 残置及び造成森林の維持管理協定書等を遵守すること。 2 新たに森林の伐採、並びに土地の形質の変更をする場合は、「伐採及び伐採後の造林届出」、「林地開発許可申請」等の法で定められた手続きを行うこと。

（事務担当 農林事務所森林林業部森林土木課 電話 ）

（注意）完了後の留意事項については、案件毎に適宜加除して通知する。

農 林 水 産 部 長 様

農 林 事 務 所 長

完了確認調査結果報告書

下記の林地開発行為について、下記のとおり確認したので報告します。
記

開 発 許 可 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 付 け 福 島 県 指 令 第 号 (最終変更 年 月 日 付 け 福 島 県 指 令 第 号)
開 発 行 為 申 請 者 ・ 住 所 ・ 氏 名	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 地番 郡 村
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
完 了 届 年 月 日	年 月 日
確 認 調 査 年 月 日	年 月 日
完 了 区 分	全体完了 部分完了 () 分割完了 (工区)
完 了 調 査 の 結 果	別紙調書のとおり
備 考	

林地開発行為施行状況報告整理表

農林事務所

開発行為の 場 所	申 請 者 住 所・氏 名	開発行為の 目 的	開発行為 に係る 森林面積	許可年月日 着工年月日 完了予定年月日	工 事 進 捗 率 (%)				施行状況及び所見
					防災工事	本 工 事	附帯工事	全体工事(平均)	

(注) 「工事進捗率」の欄は、上段に前年度、下段に本年度の二段書きとすること。

様式第21号（要領第18号）

林地開発許可管理簿

整理番号	申請年月日	副申年月日	許可年月日	申請者 住所 氏名	開発行為に係る森林 の所在場所	開発行為の 目的	事業対象面積	完了予定年月日	備考
	公所受理年月日 番	本庁受理年月日 番	番号				開発行為をしようとする森林面積	全体完了確認年月日	
							開発行為に係る森林面積	調査者	

様式第22号（要領第18関係）

林地開発計画変更（許可・届出）整理簿

申請受理番号	申請年月日	副申年月日	許可年月日	申請者 住所氏名	開発行為に係る森林 の所在場所	開発行為の 目的	面積				主な変更の内容	
	公所受理年月日	本庁受理年月日	番号					事業対象	開発行為をしようとする森林	開発行為に係る森林		
							前回					
							今回					
							増減					
							前回					
							今回					
							増減					
							前回					
							今回					
							増減					
							前回					
							今回					
							増減					
							前回					
							今回					
							増減					
							前回					
							今回					
							増減					

様式第23号（要領第18関係）

林地開発行為一時中止（再開・廃止）届整理簿

届出番号	届出年月日	副申年月日	申請者 住所氏名	開発行為に係る森林 の所在場所	開発行為の 目的	事業対象面積		廃止・一時中止 年月日	再開届出年月日	一時中止予定期間	備考
	公所受理年月日号	本庁受理年月日号				開発行為をしようとする森林面積	開発行為に係る森林面積				
										～	
										～	
										～	
										～	
										～	
										～	
										～	
										～	
										～	
										～	

別記（１）（要領第２関係）

事 務 分 掌 表

事 務 内 容	本 庁	公 所
1 林地開発（変更）許可申請の受理	—	○
2 林地開発（変更）許可申請の審査	○ (10Ha以上)	○
3 林地開発（変更）許可	○ (10Ha以上)	○
4 各種届出の受理・審査・指導	—	○
5 履行状況の調査指導	○	○
6 完了確認の調査	—	○
7 連絡調整の協議	—	○
8 監督処分に係る措置命令	—	○
9 林地開発許可処分の取消処分	○ (10Ha以上)	○
10 森林保全部会の事務	○	—
11 専門調査の事務	○	—

注）２，３及び９に関する事務は１０ヘクタール以上の表示にかかわらず、当初許可又は回答を行った決裁権者が行う。

別記(2) (要領第4関係)

申請書類一覧表

書類名	求める根拠	添付書類等																												
林地開発許可申請書 (様式1)	省令第4条 「森林法施行規則の規定に基づき申請書の様式を定める件」 (昭和37年7月2日農水省告示第851号) で定められた様式。																													
位置図 (1/50,000以上)	省令第4条 細則第2条第1項で縮尺を規定																													
区域図 (1/5,000以上)	省令第4条 細則第2条第2項で縮尺を規定																													
開発行為に関する計画書	省令第4条第1号																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">計画説明書 (様式2)</td> <td style="width: 40%;">細則第2条第3項第1号、第2号、第13号の内容を備え、開発行為に関する計画書の総括的様式</td> <td style="width: 30%;">筆数が多い場合は、開発事業区域内土地明細表及び付属表Ⅰ、Ⅱ</td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">開発事業区域内土地明細表 (参考様式2-1)</td> <td style="width: 40%;">細則第2条第3項第2号</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">付属表Ⅰ (森林) (参考様式2-1-1)</td> <td style="width: 40%;">細則第2条第3項第2号</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>付属表Ⅱ (森林以外) (参考様式2-1-2)</td> <td>細則第2条第3項第2号</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>残置森林等保全管理計画概要書 (参考様式3)</td> <td>細則第2条第3項第9号の内容を備えた様式</td> <td>地方自治体との間で「残置又は造成する森林(緑地)の維持管理に関する協定」が締結されている場合にはその写</td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">残置又は造成する森林(緑地)の維持管理に関する協定書 (参考様式3-1)</td> <td style="width: 40%;">要綱第3条第1項第4号の内容を備えた様式</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一時利用計画概要書 (参考様式4)</td> <td>細則第2条第3項第10号の内容を備えた様式</td> <td>必要に応じ、利用計画及び回復計画の図面(平面図、断面、構造図)</td> </tr> </table>	計画説明書 (様式2)	細則第2条第3項第1号、第2号、第13号の内容を備え、開発行為に関する計画書の総括的様式	筆数が多い場合は、開発事業区域内土地明細表及び付属表Ⅰ、Ⅱ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">開発事業区域内土地明細表 (参考様式2-1)</td> <td style="width: 40%;">細則第2条第3項第2号</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">付属表Ⅰ (森林) (参考様式2-1-1)</td> <td style="width: 40%;">細則第2条第3項第2号</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>付属表Ⅱ (森林以外) (参考様式2-1-2)</td> <td>細則第2条第3項第2号</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	開発事業区域内土地明細表 (参考様式2-1)	細則第2条第3項第2号		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">付属表Ⅰ (森林) (参考様式2-1-1)</td> <td style="width: 40%;">細則第2条第3項第2号</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>付属表Ⅱ (森林以外) (参考様式2-1-2)</td> <td>細則第2条第3項第2号</td> <td></td> </tr> </table>	付属表Ⅰ (森林) (参考様式2-1-1)	細則第2条第3項第2号		付属表Ⅱ (森林以外) (参考様式2-1-2)	細則第2条第3項第2号						残置森林等保全管理計画概要書 (参考様式3)	細則第2条第3項第9号の内容を備えた様式	地方自治体との間で「残置又は造成する森林(緑地)の維持管理に関する協定」が締結されている場合にはその写	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">残置又は造成する森林(緑地)の維持管理に関する協定書 (参考様式3-1)</td> <td style="width: 40%;">要綱第3条第1項第4号の内容を備えた様式</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table>	残置又は造成する森林(緑地)の維持管理に関する協定書 (参考様式3-1)	要綱第3条第1項第4号の内容を備えた様式				一時利用計画概要書 (参考様式4)	細則第2条第3項第10号の内容を備えた様式	必要に応じ、利用計画及び回復計画の図面(平面図、断面、構造図)
計画説明書 (様式2)	細則第2条第3項第1号、第2号、第13号の内容を備え、開発行為に関する計画書の総括的様式	筆数が多い場合は、開発事業区域内土地明細表及び付属表Ⅰ、Ⅱ																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">開発事業区域内土地明細表 (参考様式2-1)</td> <td style="width: 40%;">細則第2条第3項第2号</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">付属表Ⅰ (森林) (参考様式2-1-1)</td> <td style="width: 40%;">細則第2条第3項第2号</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>付属表Ⅱ (森林以外) (参考様式2-1-2)</td> <td>細則第2条第3項第2号</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	開発事業区域内土地明細表 (参考様式2-1)	細則第2条第3項第2号		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">付属表Ⅰ (森林) (参考様式2-1-1)</td> <td style="width: 40%;">細則第2条第3項第2号</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>付属表Ⅱ (森林以外) (参考様式2-1-2)</td> <td>細則第2条第3項第2号</td> <td></td> </tr> </table>	付属表Ⅰ (森林) (参考様式2-1-1)	細則第2条第3項第2号		付属表Ⅱ (森林以外) (参考様式2-1-2)	細則第2条第3項第2号																					
開発事業区域内土地明細表 (参考様式2-1)	細則第2条第3項第2号																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">付属表Ⅰ (森林) (参考様式2-1-1)</td> <td style="width: 40%;">細則第2条第3項第2号</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>付属表Ⅱ (森林以外) (参考様式2-1-2)</td> <td>細則第2条第3項第2号</td> <td></td> </tr> </table>	付属表Ⅰ (森林) (参考様式2-1-1)	細則第2条第3項第2号		付属表Ⅱ (森林以外) (参考様式2-1-2)	細則第2条第3項第2号																									
付属表Ⅰ (森林) (参考様式2-1-1)	細則第2条第3項第2号																													
付属表Ⅱ (森林以外) (参考様式2-1-2)	細則第2条第3項第2号																													
残置森林等保全管理計画概要書 (参考様式3)	細則第2条第3項第9号の内容を備えた様式	地方自治体との間で「残置又は造成する森林(緑地)の維持管理に関する協定」が締結されている場合にはその写																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">残置又は造成する森林(緑地)の維持管理に関する協定書 (参考様式3-1)</td> <td style="width: 40%;">要綱第3条第1項第4号の内容を備えた様式</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table>	残置又は造成する森林(緑地)の維持管理に関する協定書 (参考様式3-1)	要綱第3条第1項第4号の内容を備えた様式																												
残置又は造成する森林(緑地)の維持管理に関する協定書 (参考様式3-1)	要綱第3条第1項第4号の内容を備えた様式																													
一時利用計画概要書 (参考様式4)	細則第2条第3項第10号の内容を備えた様式	必要に応じ、利用計画及び回復計画の図面(平面図、断面、構造図)																												

	書類名	求める根拠	添付書類等
開発行為に関する計画書（つづき）	現況図	細則第2条第3項第3号	
	資金計画書 （参考様式5）	細則第2条第3項第12号の内容を備えた様式	資金計画の内容を裏付ける資料（概算設計見積書、残高証明書、融資証明書等）
	流域現況図	細則第2条第3項第4号	必要に応じ、河川管理者との協議経過書及びネックポイント各断面
	水害防止施設の必要性検討表 （参考様式6）	細則第2条第3項第4号	
	水利用実態整理表 （参考様式7）	細則第2条第3項第4号	
	利用計画図	細則第2条第3項第5号	
	法面の断面図並びに切土・盛土・捨土の工法及び土量	細則第2条第3項第6号	
	防災施設等の設計図	細則第2条第3項第7号	防災等施設の構造図（平面、断面、正面図等）
	設計根拠資料 （必要に応じ次の内容を満たす書類） ①構造決定に係る計算基礎 ②安定計算基礎資料 ③流量の計算基礎 ④その他、設計上の根拠となる資料	細則第2条第3項第7号	
	建築物等の概要図	細則第2条第3項第8号	
	開発行為の施行工程	細則第2条第3項第11号	
開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていることを証する書類			
開発行為同意書 （参考様式8）	省令第4条第2号	土地登記事項証明書 公図写、印鑑証明書	

書類名	求める根拠	添付書類等
開発事業区域のうち、開発行為に係る森林以外の土地に関して当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていることを証する書類		
開発行為同意書 (参考様式8)	要綱第3条第1項第1号	土地登記事項証明書 公図写
開発行為に関係のある公共施設の管理者の同意を得ていること又は協議を了していることを証する書類		
公共施設管理者の同意書 (参考様式9)	要綱第3条第1項第2号ーア	開発区域内の公共施設管理者の同意
用排水施設管理者の同意書 (参考様式10)	要綱第3条第1項第2号ーイ	開発事業区域内及び一時放流先までの用排水施設管理者の同意
公共施設管理予定者との協議書 (参考様式11)	要綱第3条第1項第2号ーウ	開発行為により設置され、完了後移管される予定の公共施設がある場合の管理予定者との協議内容
開発しようとする森林の周辺区域において生活及び産業活動に影響を受ける者の同意を得ていることを証する書類		
水利権者の同意書 (参考様式12)	要綱第3条第1項第3号ーア	開発事業区域内及び一時放流先までの水利権者の同意
環境保全に関する協定書(参考様式13)	要綱第3条第1項第3号ーイ	地方自治体との間で協定が締結されているときに写しを添付
法人の登記事項証明書等		
(法人の場合) 当該法人の登記事項証明書	省令第4条第3号	
(法人でない団体の場合) 代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織運営に関する定めを記載した書類	省令第4条第3号	

(様式1)

林地開発許可申請書

年 月 日

福島県知事

住 所

申請者氏名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

電話番号 ()

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の 所在場所	市 町 大字 字 地番 郡 村
開発行為に係る森林の 土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
備 考	

- (注) 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
2 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、その手続きの状況を記載すること。

(様式2)

計 画 説 明 書

設 計 者 住 所 氏 名		申 請 者 住 所 氏 名					
開発対象区域の場所							
計 画 の 方 針	目的及び施設の名称						
	基本方針						
開 発 対 象 区 域 の 現 況	地 類 区 分	山 林	農 地	宅 地	官有地	その他	計
	面 積 (ha)						
	比 率 (%)						100%
	地 況 ・ 林 況						
土 地 の 利 用 計 画	地類別区分 用途区分	山 林			計 A+B=C	その他 (農地・宅地等) (D)	合 計 (C)+(D)
		開発行為 の面積 (A)	残 置 す る				
	面積 (B)		比率 (%)				
開 発 事 業 の 計 画	主要施設及び工種						
その他参考事項							

(参考様式3)

残置森林等保全管理計画概要書

1 残置又は造成する森林、緑地の場所及び面積					
区 分	森 林		緑 地		面 積 計
	市町村・大字・字・番地	面 積	市町村・大字・字・番地	面 積	
残置する		(ha)		(ha)	(ha)
造成する		(ha)		(ha)	(ha)
面 積 計	_____	(ha)	_____	(ha)	(ha)
2 権利の取得状況					
3 造成計画					
4 保全管理計画					

- (注) 1 「権利の取得状況」欄は、残置又は造成する森林（緑地）に関する具体的権利名を記載してください。なお、既に権利を取得している場合にはそれを証する書類を添付してください。また、権利を取得していない場合は権利取得の見通し等について記載してください。
- 2 「造成計画」欄には植栽樹種、本数、張芝等具体的な施行計画の概要について記載してください。
- 3 「保全管理計画」欄には、森林及び緑地の維持管理を図るための措置を記載してください。なお、既に「地方公共団体等」と協定をしている場合にはその写しを添付してください。

(参考様式3-1)

<h2>残置又は造成する森林（緑地）の 維持管理に関する協定書</h2>	
<p>（ 地区）で行う森林法に基づく開発行爲により、残置又は、造成する森林（緑地）の維持管理について、下記のとおり協定いたします。</p>	
協定年月日 年 月 日	
住 所	
開 発 行 為 者	
(甲) 氏 名	
住 所	
市 町 村 長	
(乙) 氏 名	
記	
区域の場所及び事業名称	
共 通 的 事 項	
森 林	
緑 地	

(注) 残置又は造成する森林（緑地）の永続的な維持管理のために必要となる次に掲げる事項を協定してください。

- 1 管理責任
- 2 当該森林（緑地）についての権利及びその譲渡、承継等にあたって維持管理に支障を生じさせないための措置
- 3 森林（緑地）機能の維持増進を図るための措置
- 4 立木の伐採及び植栽、保育等の施業の取扱い
- 5 その他必要な事項

(参考様式4)

一時利用計画概要書

1 利用場所	2 利用目的
3 利用面積（開発行為に係る）	
4 利用期間	
5 利用計画の概要	
6 利用後の原状回復方法	

- (注) 1 「利用面積」欄には、「一時利用の全体面積」と「森林に係る部分の面積」を併記してください。
- 2 「利用期間」欄には、「一時利用の予定期間」と「一時利用後の原状回復等のための予定期間」を併記してください。
- 3 「利用計画の概要」欄は、「開発行為の内容」と「利用方法」に分けて、土取、捨土、設置する施設等具体的な計画内容の概要を記載してください。
- 4 「利用後の現状回復方法」欄は、施設の撤去、跡地の埋め戻し、法面の保護、植樹等具体的な方法の概要を記載してください。
- 5 必要に応じ一時利用計画及び現状回復計画の図面（平面、断面、構造図等）を添付してください。

(参考様式5)

資 金 計 画 書

下記のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所
申請者
氏 名

概 要	設 立 年 月 日		資 本 金	千 円
	法 令 に よ る 登 録 等			
	従 業 員 数	人 (うち土木建築関係技術者 人)		
	前 年 度 事 業 量	千 円		千 円
	主たる取引金融機関			
今 事 収 回 業 入 申 収 の 請 支 部 事 計 業 算 支 経 書 出 費 の 部	1 自 己 資 金	千 円	3 そ の 他	
	2 融 資 金 額			
	1 用 地 費	千 円	5 そ の 他	
	2 土 木 費			
	3 防 災 費			
	4 附 帯 費			

(参考様式 7)

水 利 用 実 態 整 理 表

水 の 確 保				
水源等の種類	水源等の所在及び管理者	利用実態	水の確保対策	貯水池、導水路改良等がある場合の施設の概要
(一次放流先における水利用者との協議状況)				

水 質 悪 化 の 防 止	
対策の必要性有無	有る場合の対策等
	水質悪化防止措置

(参考様式8)

開 発 行 為 同 意 書

年 月 日

様

貴殿が(地区)で森林法に基づき、 を目的とする開発行為を行うことについて異議なく、その施行について同意します。							
土地の権利関係者							
所在及び番地	地 目	地 積	権 利 の 種 別	同 意 年 月 日	同意者の住所氏名	印	共有関係

※ 印鑑証明書を添付してください。

(注)「権利の種別」欄には所有権、地上権、抵当権、賃貸借権等の種別を記入すること。

(参考様式9)

公共施設管理者の同意書

年 月 日

様

住所
公共施設管理者
氏名

貴殿が（ 地区）で森林法に基づく開発行為を行うことについて、開発区域予定地内に
存する下記公共施設については、当該開発行為の設計に従い措置されることに同意します。

記

公共施設名	所 在	措 置 条 件

(参考様式10)

用排水施設管理者の同意書

年 月 日

様

住 所
施設管理者
氏 名

貴殿が（ 地区）で森林法に基づき、 を目的とする開発行為を行うことによる用排水については、下記措置条件に従い用排水することに同意します。

記

施 設 名	所 在	措 置 条 件

(参考様式11)

公共施設管理予定者との協議書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所
氏名

(地区)で行う森林法に基づく開発行為に関する工事により設置される公共施設等について、当該公共施設管理予定者と下記のとおり協議しました。

記

1 協議一覧表

協議事項	概要			公共施設管理予定者 (協議の相手方)
	幅員寸法	延長	面積	
道路施設				
河川、水路施設				
水道施設				
農業用排水施設				
ため池				

(参考様式12)

水利権者の同意書

年 月 日

様

水利権者 住所
氏名

水利権者 住所
氏名

水利権者 住所
氏名

貴殿が（ 地区で）森林法に基づき、 を目的とする開発行為を行うことによる水利については、下記の措置条件により同意します。

記

施設名	所在地	措置条件

(参考様式13)

環境保全に関する協定書

森林法に基づく開発行為の施行地区並びにその周辺地区の環境を保全するための措置について、下記のとおり協定する。

協定年月日 年 月 日

住所
開発行為者
(甲) 氏名

住所
市町村長
(乙) 氏名

開発区域の場所	
開発行為の目的、名称	
協定事項	協定内容

林地開発許可申請の受理における留意事項

許可申請の処理に際しては、申請者の不利益及び行政の停滞を排除し、迅速かつ合理的な事務処理に寄与するため、申請に先立ち申請書の形式、内容及び添付書類の適否等について適切に助言、指導を行うものとする。

なお、原則としてこの事前の指導により次に掲げる事項について整備されることが確実となった後に、正式に申請書類を受理するものとする。

1 申請書類について

- (1) 申請書の様式が所定の様式(要綱様式第1号)により2通提出されていること。
(省令第4条、要綱第13条)
- (2) 位置図、区域図及び開発行為に関する計画書が整備されていること。
(別記(2)「申請書類一覧表」参照。)
- (3) 原則として、開発行為をしようとする森林及びその他の開発事業区域(農地、宅地等)について、当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者全員の同意を得ていること。
- (4) 原則として、要綱第3条第1項に規定する、同意書及び協議書等が整備されていること。
- (5) 申請者が法人である場合(独立行政法人等登記令第1条に規定する独立行政法人等を除く。)には、当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には、代表者の氏名並びに規約その他の当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類が添付されていること。(省令第4条第3号)

2 事業計画について

- (1) 法第10条の2第2項第1号に規定する災害の防止対策に係る計画図書が整備されていること。
 - ア 施工中及び完成後の防災計画が講じられていること。
 - イ 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が位置、法面等の安全措置が講じられていること。
 - ウ 造成後に生じる法面については、その勾配が地質、土質、高さからみて崩壊のおそれがないものであり、かつ、必要に応じて小段及び排水施設の設置並びに法面保護の措置が講じられていること。
 - エ 法面の勾配がウによることが困難であるか若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置等の措置が講じられていること。
 - オ 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し、下流地域に災害が発生することのないよう十分な容量及び構造を有するえん堤又は沈砂池等の措置が講じられていること。
 - カ 雨水等を排水するための能力及び構造を有する排水施設が設けられていること。
 - キ 下流河川等の流下能力を超える水量が排水される場合には、流量増対策として洪水調節池又は遊水池の設置等の措置が講じられていること。
 - ク 飛砂、落石、なだれ等の災害の発生するおそれがある場合には、防止柵の設置等の措置が講じられていること。
- (2) 法第10条の2第2項第1号の2に規定する水害の防止対策に係る計画図書が整備されていること。
 - ア 開発行為に伴い、開発中、開発後において増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより、水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が講じられていること。
 - イ ピーク流量を安全に流下させることができない地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理

者の同意を得ていること。

(3) 法第10条の2第2項第2号に規定する水の確保に支障がない計画図書が整備されていること。

ア 飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林が存在しないこと

イ やむを得ずアの森林を開発行為の対象とする場合で、周辺の水利用の実態等からみて水量を確保する必要がある場合には、貯水池、導水路の設置等の措置が講じられていること。

ウ 周辺の水利用の実態等からみて、水質の悪化を防止する必要がある場合には沈砂池の設置等の措置が講じられていること。

エ 一次放流先の水利権者の同意が得られていることを原則とし、同意が得られない者がある場合、当該水利権者の水の確保に著しい支障がないことが明らかであること。

(4) 法第10条の2第2項第3号に規定する環境の保全上支障がない計画図書が整備されていること。

ア 開発行為の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ、相当面積の森林又は緑地の残置又は造成(以下「残置森林等」という。)措置が講じられていること。

イ 周辺地域への配慮から、残置森林等の配置及び残置又は造成幅の確保等の措置が講じられていること。

ウ 開発行為の目的、態様、周辺における土地利用の実態等からみて、景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないような措置がなされていること。

(5) 開発計画が大規模であり、長期にわたるものの一部についての申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

(6) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における現状回復等の事後措置の計画が明らかであること。

(7) 開発行為の実施工程が周辺地域に災害を及ぼすおそれのないよう、防災施設を先行実施するものであること、かつ、資金計画との整合性が図られていること。

3 その他の事項

ア 林業政策上、当該開発行為による支障が生じない計画図書が整備されていること。

イ 他の法令等による許認可等を必要とする事業の場合、当該許認可がなされているか又は手続きがなされていること。

ウ 他の要綱、要領により事前に協議、届出等が義務付けられているものについては、それを了していること。

エ 開発行為によって周辺地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないよう配慮されていること。

オ 周辺地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないよう配慮されていること。

カ 残置森林等について、将来にわたる維持管理及び管理主体が明らかであること。

確認調査の方法

1 趣旨

完了確認調査方法に関する基本的事項を定めることにより、統一的な完了確認調査を確保し、効率的かつ的確な調査の実施を図るものとする。

2 確認調査の基本的事項

- (1) 許可を受けた申請書及び添付書類の記載内容のとおり、開発行為が完了されているか確認する。
- (2) 開発目的、面積、防災施設、土地利用状況を重点として、量的確認及び質的確認を行う。
- (3) 他法令と同時処分した箇所については、完了確認調査を手分けして行う等効率的に実施できるよう配慮する。

3 確認調査の方法

確認調査は、別紙「林地開発許可完了確認調査表Ⅰ、Ⅱ」に基づき書類審査、現地調査の順序で行う。

4 確認調査の留意事項

- (1) 事務手続上、計画変更等の手続きが適切に履行されているか確認する。
- (2) 確認調査の時期は、各種造成が行われ緑化工の施工が完了してから行う。
- (3) 量的確認については次による。
 - ア 防災施設については形状寸法を確認する。
 - イ 実施箇所数の多い工種については抽出して確認する。なお、申請者の施工管理写真等を最大限利用するなど効率的に行う。
- (4) 質的確認については次による。
 - ア 防災施設等の品質が基準を満たしているか確認する。
 - イ 量的確認と同様に工種毎に抽出して確認する。なお、申請者の施工管理データを最大限利用するなど効率的に行う。

5 その他

林地開発行為完了確認調査実施通知書(要領様式第14号)により、調査の実施等について通知するにあたっては、抽出調査により確認調査を行う箇所を連絡し調査杭等の設置を依頼するなど、効率的な確認調査の実施に配慮する。

林地開発許可完了確認調査表 I

工種等	確認の要点	確認方法例	確認内容 <small>(実際行った確認内容、抽出検査箇所とその数字等を記入する。左記と同様であれば、左記に同と記入する。)</small>	確認結果	
				適否	摘要
1.申請書類	ア. 申請書どおり完了しているかどうか。 イ. 事務手続き上の不備はないか。	ア. 申請書の土地利用計画と完成後の土地利用計画を対比する。 イ. 変更処理すべき内容がないか、書類、現地により調査する。		適否	
2.現地調査					
暗渠工	量的確認 ア. 防災計画図どおり配置されているか。 イ. 計画どおりの径で施工されているか。	ア. 防災計画図、施工管理写真、資材帳簿等で確認する。 イ. 施工管理写真で確認する。		適否	
	質的確認 ア. 計画どおりの品質で実施されているか。	ア. 資材の受払い簿等により確認する。			
土工	量的確認 ア. 残土処理が適切になされているか。 イ. 切土の施工は計画どおりか。 法勾配 小段の配置 法面排水 法面緑化 ウ. 盛土の施工は計画どおりか。 法勾配 小段の配置 法面排水 法面緑化 エ. 法枠は計画どおり施工されているか。	ア. 残土処理箇所を確認する。 イ. 抽出して調査する。 ウ. 抽出して調査する。 エ. 防災計画図により抽出調査する。		適否	
	質的確認 ア. 法勾配にあった土質であるか。 イ. 法枠は計画された品質のものであるか。 ウ. 盛土の基礎地盤は強固であるか。	ア. 土質の試験資料により確認する。 イ. 計画書、計画図、資材の受払い簿で確認する。 ウ. 抽出調査する。		適否	
	量的確認 ア. 設置個所は計画どおりであるか。 イ. 高さ、延長が計画どおりであるか。	ア. 防災計画図、擁壁一覧表により、確認する。 イ. 擁壁一覧表、現地を照合し、施工管理データを参考にして確認する。		適否	
擁壁	質的確認 ア. 計画どおりの品質で実施されているか。	ア. 擁壁一覧表の種類別に品質管理データで確認する。		適否	
	量的確認 ア. 計画どおり配置されているか確認する。 イ. 計画取りの断面で施工されているか。 ウ. 流末処理が適切に実施されているか。	ア. 排水系統図、施工管理書類と照合して確認する。 イ. 施工管理写真で確認する。 ウ. 施工管理写真で確認する。		適否	
排水路等	質的確認 ア. 計画どおりの品質のもので施工されているか。	ア. 資材の受払い簿等により確認する。		適否	

注) 確認結果の摘要欄には、確認結果で否となった場合の内容等を記入し、工種などのうち確認調査すべきものがなければこの欄に「該当なし」と記入する。

林地開発許可完了確認調査表 II

工種等	確認の要点		確認方法例	確認内容 <small>(実際行った確認内容、抽出検査箇所とその数字等を記入する。左記と同様であれば、左記に同と記入する。)</small>	確認結果	
					適否	摘要
洪水調節池等	量的確認	ア. 計画どおりの容量があるのか。 イ. ダムの法勾配、天端幅等の構造。 ウ. 余水吐け断面が計画どおりか。 エ. 放水路が計画どおりか。 オ. その他 うなぎ止め、スクリーン等	ア. オリフィスの径は正しいか実測する。堤高、オリフィス敷高、池底、余水吐け底高等について検測する。 イ. 現地で実測して確認する。 ウ. 現地で実測して確認する。 エ. 施工管理書類、流出口等により確認する。 オ. 適宜調査する。		適否	
	質的確認	ア. ダム体の品質が適切であるか。 イ. ダム等の基礎地盤が強固であるか。 ウ. 地盤改良の状況。	ア. 各種品質検査書、施工管理書類により確認する。 イ. 施工管理写真等で確認する。 ウ. 施工管理写真等で確認する。		適否	
柵工等	ア. 計画どおり施工されているか。 イ. 必要な延長で施工されているか。		ア. 防災計画図、現地の設置位置等により確認する。 イ. 現地を抽出調査して確認する。		適否	
残置森林等	ア. 計画どおり実施されているか。		ア. 計画書及び現地の抽出検査により確認する		適否	
植栽工等 (造成森林)	ア. 計画どおりの位置、樹種、本数、苗長であるか イ. 活着状況。		ア. 現地を抽出調査して確認する。 イ. 現地を抽出調査して確認する。		適否	
その他					適否	

抽出率と適否判定基準等

区分	申請書類	暗渠工	土工	防災ダム	擁壁	排水路等	洪水調節池等	柵工等	残置森林等	植栽工
抽出率	必ず確認する	全延長の5%以上または3箇所以上確認する。	10ha以上5箇所以上 1ha~10ha 3箇所以上	全実施個所の10%以上	全施工箇所の10%以上	全施工延長の5%以上または3箇所以上	全箇所数の20%以上	全箇所数の10%以上	周辺部 3箇所以上 その他 2箇所以上	3箇所以上
適否判定基準	—	—	法勾配は、+60分	—	—	計画断面以上	土えん提 (単位:mm) 基準高幅 +150、-0 コンクリートえん提 基準高 ± 30 容量 計画容量以上	—	全体率 計画書以上 局部幅 -2m以下	活着率 調査箇所で80%以上 ヘクタール当り本数 計画以上

別表-1 10ha未満 公所許可

事務行程表



